

新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と地域が学び高め合う安心協働都市の実現のため、地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、協議会の安定した運営を図り、地域と行政が協働してまちづくりに取り組む環境を整備することを目的とし、助成金の交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 協議会の運営
- (2) 協議会の活動
- (3) その他市長が認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは助成の対象事業としない。

- (1) 当該事業が、本市若しくは他の公共団体又はこれらが出捐又は出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 事業内容が、趣味的活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- (3) 事業内容が、本市や他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- (4) 事業内容が、協議会から他の団体等への単なる補助となっているもの
- (5) 事業内容が、物品の配布等を主たる目的とするもの
- (6) 事業の主たる効果が、当該協議会の区域外で生じるもの
- (7) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

(8) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、当該事業に直接要するものとする。ただし、協議会の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食費は助成金の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成事業に対して交付する助成金の額は、次に掲げる額を上限とする。この場合において、第1号と第2号の合計額は、1協議会につき年度あたり別表第1及び別表第2に定める額の合計額を超えることはできない。

(1) 協議会の運営又は市長が認める活動に対しては、助成対象経費の範囲内で1協議会につき年度あたり別表第1及び別表第2に定める額の合計額

(2) 協議会の活動に対しては、助成対象経費の範囲内で1協議会につき年度あたり別表第1及び別表第2に定める額の合計額に100分の50を乗じて得た額に相当する額

2 助成金の交付にあたって1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、助成金の額を変更することができる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする協議会は、別に定める期日までに、規則第6条の規定により、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて事業ごとに市長に提出するものとする。ただし、第2条第1項第2号に規定する事業については、地域活動補助金交付要綱第8条に準じるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による報告は、実績報告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支払い)

第7条 助成金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和9年3月31日までとする。

(経過措置)

- 3 平成27年4月1日以後に小学校の統廃合があった場合、当分の間、当該統廃合前の小学校区により、別表第1を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

条件	限度額
1 協議会につき	5 0 万円
2 つ以上の小学校区を単位として構成する協議会で、かつ協議会の運営について市長が特別の事情があると認めたとき。	7 0 万円

別表第 2（第 4 条関係）

世帯	限度額
2, 0 0 0 世帯未満	2 0 万円
2, 0 0 0 世帯以上 4, 0 0 0 世帯未満	4 0 万円
4, 0 0 0 世帯以上	6 0 万円

備考 世帯は、交付申請に係る年度の初日の属する年の前年の 4 月 1 日現在において協議会に加入している世帯数とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

団体所在地

団体名称

代表者氏名

新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付申請書

新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の目的	(運営費 活動費)
2 助成対象経費	円
3 交付申請額	円
4 事業（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 情報の公表の方法	☐ 予算書 ☐ 決算書 ☐ 会報 ☐ その他（ ）
6 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

団体所在地

団体名称

代表者氏名

新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり報告します。

1 交付決定額及び その精算額	交 付 決 定 額 円 精 算 額 円 概算払受領額 円 今 回 請 求 額 円
2 助成事業完了年月日	年 月 日
3 添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書又はその写し (4) その他市長が必要と認める書類